

「みえの恵み食べて応援キャンペーン」と連携した販売促進経費の補助制度
(県産食材販売拡大事業) について

○補助制度の内容

- ・補助金名
県産食材販売拡大事業費補助金
- ・補助金交付の目的
コロナ禍の需要減退により県産農畜水産物の価格低下や滞留等による生産者への影響が継続しており、県内量販店等が独自に企画する県産農畜水産物の販売促進を支援することで、消費喚起を図る。
- ・補助事業の内容
「みえの恵み食べて応援キャンペーン」と連携した専用売場の設営や広告・宣伝等に要する経費
- ・補助額（上限額）
定額（一事業者あたり、売場面積が 1,000 m²以上の場合は 50 万円、1,000 m²未満の場合は 30 万円を上限とする。）
- ・補助対象者
三重県産の米、和牛、茶、養殖マダイのいずれか一品以上を取り扱う県内量販店等の常設で原則週五日以上営業し、消費者に直接対面販売を行う店舗を営む事業者

○申請手続き（提出書類）

補助制度活用を希望される事業者は、令和3年8月20日（金）17時（必着）までに、以下の書類をフードイノベーション課事務担当へ提出願います。

- ・令和3年度県産食材販売拡大事業実施計画の承認申請（第①号様式）
- ・県産食材販売拡大事業計画書（別添様式）
- ・役員等に関する事項（別添様式）

提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部フードイノベーション課
ブランド協創班 有田・佐々木
電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521
E-mail：foods@pref.mie.lg.jp

○事業実施（補助金申請）にあたっての注意事項等

<事業申請時>

- ・補助対象となる期間は、交付決定日（または補助金交付決定前着手届提出日）以降、令和3年12月31日までです。
- ・補助額は、一事業者あたり事業実施店舗の売場面積合計が1,000㎡以上の場合は500,000円が上限となり、同1,000㎡未満の場合は300,000円が上限となります。なお、売場面積の記載にあたっては、直接販売の用に供する部分とし、倉庫などのバックヤードは除いてください。
- ・販売計画設定の根拠について県からお尋ねする場合がございます。
- ・5費用対効果については、費用対効果の値が少なくとも1.00を超える計画としてください。1.00以下の場合には申請できません。
- ・役員等に関する事項（別添様式）を提出頂きます。「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」により、補助事業等の適正な執行を確保するため、補助金等の交付決定を行うにあたり、法人等又はその役員等が暴力団関係者に該当する者か否か確認します。

<事業実施中>

- ・販売促進や専用売場の設営など、取組内容が分かる資料を随時県にご提出をお願いします。
- ・事業実施期間中に県職員が訪問し、取組状況を確認させていただく場合がございます。

<事業終了後>

- ・事業実施後、キャンペーン期間中の販売実績額等についてご報告（実績報告書）をいただきます。
- ・事業実施後に請求書や支出関係資料も確認させていただきます。
- ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となり、後日関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する関係書類は5年間（令和9年3月末日まで）保管していただきます。

○事業実施計画の審査について

- ・事業者から事業実施計画の承認申請が提出され次第、県で審査委員会を開催し、計画の承認または不承認を決定します。
- ・審査項目は、「取組内容」、「県内農畜水産物生産者の所得改善効果（売上増加額）」、「実現可能性」、「費用対効果」、「将来性」の5項目とし、評価にあたっては「県内農畜水産物生産者の所得改善効果（売上増加額）」および「費用対効果」を重視します。
- ・令和3年7月に補助制度活用の希望を照会したところ、非常に多くの事業者から活用の希望が寄せられました。事業効果等の項目で審査の結果、採択されない場合がございます。

○補助金手続の流れ

<事業開始前> (募集開始8月4日(水))

| 時期 | 実施内容 |
|-------------------------|--|
| 8月20日(金) 〆切 | <p>【事業者】 <u>事業実施計画の承認申請の提出</u></p> <p>事業実施を希望する事業者は、令和3年度県産食材販売拡大事業実施計画書を県に提出する。(事業の採択は予算の範囲内で行いますので、ご希望に添えない場合があります)</p> |
| 8月23日(月) or 8月24日(火) | <p>【県】 審査委員会を開催</p> <p>審査委員会を開催し、県産農畜水産物生産者の所得改善効果や、費用対効果等の項目について評価を行い、計画の承認または不承認を決定し、その結果を申請事業者に通知する。</p> |
| 審査委員会開催の承認通知受領後 | <p>【事業者】 (必要に応じ) <u>補助金交付決定前着手届の提出</u></p> <p>交付決定前着手届を提出することで、事業開始が可能です。</p> |
| 8月31日(火) 〆切 | <p>【事業者】 <u>交付申請書の提出</u></p> <p>審査委員会から、事業実施計画が承認された事業者は、交付申請書を県に提出する。</p> |
| 8月31日(火) 以降 | <p>【県】 交付決定の実施</p> <p>申請内容を審査し、補助金の交付決定を行い通知する。</p> |
| 9月1日(水) 以降 | <p>【事業者】 <u>事業の開始</u></p> <p>交付決定の通知を受けて事業を開始。</p> |

<事業終了後>

| | |
|----------------|---|
| 1月31日(月) 〆切 | <p>【事業者】 <u>事業実績報告書の提出</u></p> <p>事業終了後、事業実績をとりまとめて実績報告書を県に提出する。</p> |
| 2月中旬頃 | <p>【県】 補助金調査・額の確定</p> <p>補助金の適正な執行を確認するため、<u>事業所にお伺いし、補助金調査(事前通知あり)を行います。</u>調査後に調査済書および額の確定を通知する。</p> |
| 2月下旬頃 | <p>【事業者】 <u>支払請求書の提出</u></p> <p>額の確定後、速やかに補助金の支払請求書を県に提出する。</p> |
| 2月下旬以降 | <p>【県】 補助金支払</p> <p>適正な請求書を確認後、2週間以内に補助金を支払います。</p> |